

警備業法の一部を改正する法律案新旧対象条文
 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 警備業の認定等（第三条 第十三条）</p> <p>第三章 警備業務（第十四条 第二十条）</p> <p>第四章 教育等</p> <p>第一節 教育及び指導監督（第二十一条・第二十二條）</p> <p>第二節 検定（第二十三条 第三十九条）</p> <p>第五章 機械警備業（第四十条 第四十四条）</p> <p>第六章 監督（第四十五条 第五十一条）</p> <p>第七章 雑則（第五十二条 第五十五条）</p> <p>第八章 罰則（第五十六条 第六十条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 警備業の認定等</p> <p>（警備業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではな らない。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 警備業（第三条 第六条の三）</p> <p>第三章 警備業務実施上の義務（第七条 第十条）</p> <p>第四章 教育等（第十一条 第十一条の三）</p> <p>第五章 機械警備業（第十一条の四 第十一条の九）</p> <p>第六章 監督（第十二条 第十六条の二）</p> <p>第七章 雑則（第十六条の三 第十七条の三）</p> <p>第八章 罰則（第十八条 第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 警備業</p> <p>（警備業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではな らない。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 営業所ごとに第十一条の三第一項の警備員指導教育責任者を</p>

(前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。)ことに第二十二条第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十・十一 (略)

(認定手続及び認定証)

第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 主たる営業所その他の営業所の名称、所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分

三 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所

四 (略)

2・3 (略)

4 認定証の有効期間(第七条第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。)は、認定を受けた日(認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日)から起算して五年とする。

5 (略)

(認定証の揭示義務)

第六条 (略)

選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十・十一 (略)

(認定手続及び認定証)

第四条の二 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 営業所ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所

四 (略)

2・3 (略)

4 認定証の有効期間(第四条の四第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。)は、認定を受けた日(認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日)から起算して五年とする。

5 (略)

(認定証の揭示義務)

第四条の三 (略)

(認定証の有効期間の更新)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第五条第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替えるものとする。

5 (略)

(認定の取消し)

第八条 (略)

(営業所の届出等)

第九条 (略)

一 第五条第一項第一号及び第四号に掲げる事項

二・三 (略)

(廃止の届出)

第十条 (略)

(変更の届出)

第十一条 警備業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この

(認定証の有効期間の更新)

第四条の四 (略)

2・3 (略)

4 第四条の二第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替えるものとする。

5 (略)

(認定の取消し)

第四条の五 (略)

(営業所の届出等)

第五条 (略)

一 第四条の二第一項第一号及び第四号に掲げる事項

二・三 (略)

(廃止の届出)

第五条の二 (略)

(変更の届出)

第六条 警備業者は、第四条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。こ

場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

2 公安委員会は、警備業者が第五条第一項第一号、第二号（主たる営業所に係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事項に変更があつたことを理由として前項の規定により届出書を提出した場合においては、当該届出書に記載された内容を、当該警備業者が営業所を設け、又は第九条に規定する警備業務を行つている都道府県の区域を管轄する他の公安委員会に通知するものとする。

3 （略）

4 第一項の規定は、第九条第三号に掲げる事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（認定証の返納等）

第十二条（略）

2 認定証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二（略）

3 第一項（第一号及び第四号を除く。）又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第九条の規定による届出をした公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

の場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

2 公安委員会は、警備業者が第四条の二第一項第一号、第二号（主たる営業所に係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事項に変更があつたことを理由として前項の規定により届出書を提出した場合においては、当該届出書に記載された内容を、当該警備業者が営業所を設け、又は第五条に規定する警備業務を行つている都道府県の区域を管轄する他の公安委員会に通知するものとする。

3 （略）

4 第一項の規定は、第五条第三号に掲げる事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（認定証の返納等）

第六条の二（略）

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二（略）

3 第一項（第一号及び第四号を除く。）又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第五条の規定による届出をした公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十三条 (略)

第三章 警備業務

(警備員の制限)

第十四条 (略)

(警備業務実施の基本原則)

第十五条 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

(服装)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第十一条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

(護身用具)

第十七条 (略)

2 前条第二項の規定は警備業務を行うに当たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第十一条第一項の規定は当該届出に

(名義貸しの禁止)

第六条の三 (略)

第三章 警備業務実施上の義務

(警備員の制限)

第七条 (略)

(警備業務実施の基本原則)

第八条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

(服装)

第九条 (略)

2 (略)

3 第六条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

(護身用具)

第十条 (略)

2 前条第二項の規定は警備業務を行うに当たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第六条第一項の規定は当該届出に係

係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と、第十一条第一項中「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

(特定の種別の警備業務の実施)

第十八条 警備業者は、警備業務(第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。)のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別(以下単に「種別」という。)のものを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

(書面の交付)

第十九条 警備業者は、警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、当該契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付し

る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と、第六条第一項中「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

なければならぬ。

- 一 警備業務の内容として内閣府令で定める事項
- 二 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金額
- 三 前号の金銭の支払の時期及び方法
- 四 警備業務を行う期間
- 五 契約の解除に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 警備業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情の解決)

第二十条 警備業者は、常に、その行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

第四章 教育等

第一節 教育及び指導監督

(警備業者等の責務)

第二十一条 (略)

第四章 教育等

(教育等)

第十一条 (略)

(警備員指導教育責任者)

第二十二條 警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く。

）ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で内閣府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、当該営業所の警備員指導教育責任者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、警備員指導教育責任者を選任しておかなくてもよい。

2 (略)

3 警備員指導教育責任者資格者証の交付は、警備業務の区分ごとに行つたものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

一 (略)

二 第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者

三 第七項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年

(検定)

第十一条の二 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、国家公安委員会規則で定めるその種別に応じ、国家公安委員会規則で定めるところにより、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行うことができる。

(警備員指導教育責任者等)

第十一条の三 警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く

）ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で内閣府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、当該営業所の警備員指導教育責任者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間、警備員指導教育責任者を選任しておかなくてもよい。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

一 (略)

二 第三条第一号から第六号までのいずれかに掲げる者

三 第六項第二号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年

を経過しない者

5| (略)

6| (略)

7| (略)

一 第三条第一号から第六号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 (略)

三 この法律、この法律に基づく命令又は第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その状況が警備員指導教育責任者として不適当であると認められるとき。

8| 警備業者は、国家公安委員会規則で定める期間ごとに、警備員指導教育責任者に選任した者に、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより行う警備員の指導及び教育に関する講習を受けさせなければならない。

第二節 検定

(検定)

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2| 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3| 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会(以下単に「講習会」という。)の課程を修了した者につ

を経過しない者

4| (略)

5| (略)

6| (略)

一 第三条第一号から第六号までに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

二 (略)

三 この法律、この法律に基づく命令又は第十条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その状況が警備員指導教育責任者として不適当であると認められるとき。

7| 公安委員会は、内閣府令で定める者に、警備員指導教育責任者講習の実施を委託することができる。

いては、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種類ごとに合格証明書を交付する。

5 前条第四項から第六項までの規定は合格証明書の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、同項第一号中「未成年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第二号」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同条第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(登録)

第二十四条 前条第三項の登録は、講習会を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第三項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十五条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第二十六条 国家公安委員会は、第二十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 その行う講習会が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであること。

二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、警備業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める警備業者の役員又は職員(過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む

。)の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、警備業者の役員又は職員(過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 | 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 | 登録年月日及び登録番号

二 | 第二十三条第三項の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 | 登録講習機関が講習会を行う事務所の所在地

(登録の更新)

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 | 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施に係る義務)

第二十八条 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十六条第一項第一号に掲げる要件及び国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十九条 登録講習機関は、第二十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の

二週間前までに、その旨を国家公安委員会に届け出なければなら
ない。

(業務規程)

第三十条 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(次項にお
いて「業務規程」という。)を定め、講習会の業務の開始前に、
国家公安委員会に届け出なければならない。これを変更しようと
するときは、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他
の国家公安委員会規則で定める事項を定めておかなければなら
ない。

(業務の休廃止)

第三十一条 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止
し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところによ
り、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければなら
ない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その
事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録
(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する
ことができないう方式で作られる記録であつて、電子計算機による
情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされ
ている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第

二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2| 講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第三十三条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十四条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行うべきこと又は講習会の実施の方法その他の業務の方法の

改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十五条 国家公安委員会は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十九条から第三十一条まで、第三十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第三十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十三条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六条 登録講習機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度にお

- いて、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十九条 国家公安委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十三条第三項の登録をしたとき。
- 二 第二十九条の規定による届出があつたとき。
- 三 第三十一条の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十五条の規定により第二十三条第三項の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

第五章 機械警備業

(機械警備業務の届出)

第四十条 機械警備業を営む警備業者(以下「機械警備業者」という。)は、機械警備業務を行おうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設(以下「基地局」という。)又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第五章 機械警備業

(機械警備業務の届出)

第十一条の四 機械警備業を営む警備業者(以下「機械警備業者」という。)は、機械警備業務を行おうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設(以下「基地局」という。)又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該機械警備業務に係る基地局の名称及び所在地並びに第四十二条第一項の規定により選任する機械警備業務管理者の氏名及び住所
- 三 (略)

(廃止等の届出)
第四十一条 (略)

(機械警備業務管理者)
第四十二条 (略)

- 2 (略)
- 3 第二十二條第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至つた場合について、同条第四項から第六項までの規定は機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第四十二條第二項」と、同項第二号中「該当する者」とあるのは「該当する者又は心身の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」と、同項第三号中「第七項第二号」とあるのは「第四十二條第三項において読み替へて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第七項第一号中「いずれか」とあるのは「いずれか又は

- 一 (略)
- 二 当該機械警備業務に係る基地局の名称及び所在地並びに第十一条の六第一項の規定により選任する機械警備業務管理者の氏名及び住所
- 三 (略)

(廃止等の届出)
第十一条の五 (略)

(機械警備業務管理者等)
第十一条の六 (略)

- 2 (略)
- 3 第十一条の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至つた場合について、同条第三項から第五項までの規定は機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付について、同条第六項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第七項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は心身の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第六項第一号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は第十一条の六第三項において読み替へて準用する第三項第二号に規定する国家公安委員会規則で定め

第四十二条第三項において読み替えて準用する第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは、「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

(即応体制の整備)

第四十三条 (略)

(書類の備付け)

第四十四条 (略)

第六章 監督

(警備員の名簿等)

第四十五条 (略)

(報告の徴収)

第四十六条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において

る者」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは、「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

(即応体制の整備)

第十一条の七 (略)

(説明)

第十一条の八 機械警備業者は、機械警備業務を行う契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする相手方に対し、当該機械警備業務に係る基地局及び待機所の名称及び所在地、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に機械警備業者がとるべき措置その他内閣府令で定める事項について説明しなければならない。

(書類の備付け)

第十一条の九 (略)

第六章 監督

(警備員の名簿等)

第十二条 (略)

(報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、

、警備業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第四十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(指示)

第四十八条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第四十九条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律

警備業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその営業所、基地局若しくは待機所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指示)

第十四条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、

、この法律に基づく命令若しくは第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができ

2 (略)

一 第五条第三項又は第七条第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいる者

二 第八条の規定により認定を取り消されて警備業を営んでいる者

三 (略)

(聴聞の特例)

第五十条 (略)

2 第八条、第二十二条第七項(第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

4 第八条、第二十二条第七項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

この法律に基づく命令若しくは第十条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定に基づく指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができ

2 (略)

一 第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいる者

二 第四条の五の規定により認定を取り消されて警備業を営んでいる者

三 (略)

(聴聞の特例)

第十六条 (略)

2 第四条の五、第十一条の三第六項(第十一条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

4 第四条の五、第十一条の三第六項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第八条、第二十二條第七項又は前條の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、警備業務に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(行政手続法の適用除外)

第五十一條 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第三條第六号若しくは第七号又は第四十二條第三項において読み替えて準用する第二十二條第四項第二号(第三條第一号から第五号までに係る部分を除く。)に該当すると認められた者について行う第八條、第二十二條第七項又は第四十九條の規定による処分及び同條第二項第二号に掲げる者に係る同項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二條及び第十四條を除く。)の規定は、適用しない。

第七章 雑則

(検定に係る手数料)

第五十二條 都道府県は、第二十三條第一項の検定に係る手数料の徴収については、政令で定める者から、実費の範囲内において、警備業務の種別に応じ、当該事務の特性を勘案して政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

い。

5 第四条の五、第十一条の三第六項又は前條の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、警備業務に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(行政手続法の適用除外)

第十六條の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第三條第六号若しくは第七号又は第十一条の六第三項において読み替えて準用する第十一条の三第三項第二号(第三條第一号から第五号までに係る部分を除く。)に該当すると認められた者について行う第四条の五、第十一条の三第六項又は第十五條の規定による処分及び同條第二項第二号に掲げる者に係る同項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二條及び第十四條を除く。)の規定は、適用しない。

第七章 雑則

(検定に係る手数料)

第十六條の三 都道府県は、第十一条の二の検定に係る手数料の徴収については、政令で定める者から、実費の範囲内において、警備業務の種別に応じ、当該事務の特性を勘案して政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第五十三条 (略)

(経過措置)

第五十四条 (略)

(内閣府令への委任)

第五十五条 (略)

第八章 罰則

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 二 第四十九条第一項又は第二項の規定による営業の停止又は廃止の命令に違反した者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者
- 二 第七条第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者
- 三 第十三条の規定に違反して他人に警備業を営ませた者
- 四 第十九条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規

第十七条 (略)

(経過措置)

第十七条の二 (略)

(内閣府令への委任)

第十七条の三 (略)

第八章 罰則

第十八条 第十五条の規定に基づく処分に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の二第一項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者
- 二 第四条の四第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者
- 三 第六条の三の規定に違反して他人に警備業を営ませた者

定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

五 第二十二條第一項の規定に違反して警備員指導教育責任者を選任しなかつた者

六 第四十條の規定に違反して届出をしなかつた者

七 第四十八條の規定による指示に違反した者

八 偽りその他不正の手段により第四條の認定又は第七條第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第五十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項（第七條第四項）において準用する場合を含む。

（ ）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六條の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者

三 第九條、第十條第一項、第十一條第一項（同條第四項、第十條第三項及び第十七條第二項）において準用する場合を含む。

以下この号において同じ。）、第十六條第二項（第十七條第二項）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、若しくは第四十一條の規定に違反して届出をせず、又は第九條

、第十條第一項、第十一條第一項、第十六條第二項、第四十條若しくは第四十一條の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第十二條第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

五 第二十二條第七項（第二十三條第五項及び第四十二條第三項

四 第十一條の三第一項の規定に違反して警備員指導教育責任者を選任しなかつた者

五 第十一條の四の規定に違反して届出をしなかつた者

六 第十四條の規定に基づく指示に違反した者

七 偽りその他不正の手段により第四條の認定又は第四條の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四條の二第一項（第四條の四第四項）において準用する場合を含む。 （ ）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書

類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四條の三の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者

三 第五條、第五條の二第一項、第六條第一項（同條第四項、第九條第三項及び第十條第二項）において準用する場合を含む。以

下この号において同じ。）、第九條第二項（第十條第二項）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、若しくは第十一條の五の規定に違反して届出をせず、又は第五條、第

五條の二第一項、第六條第一項、第九條第二項、第十一條の四若しくは第十一條の五の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第六條の二第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

五 第十一條の三第六項（第十一條の六第三項）において準用する

において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

六 第三十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第三十七条若しくは第四十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第三十八条第一項若しくは第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第四十二条第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

十 第四十四条又は第四十五条に規定する書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第五十九条 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者
又は同条第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

二 第三十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

場合を含む。)の規定に基づく処分に違反した者

六 第十一条の六第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

七 第十一条の九若しくは第十二条の書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

八 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 (略)

第二十二条 第六条の二第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をしなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

別表（第二十六条関係）

科目	施設及び設備	講師
<p>一 警備業務に関する法令</p>	<p>一 講義室 二 この法律その他警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材 三 視聴覚教材を使用するために必要な設備 四 法令集その他の書籍</p>	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教</p>
<p>二 警備業務の実施の方法</p>	<p>一 講義室 二 訓練施設 三 護身用具 四 携帯用無線装置 五 警備業務用車両</p>	<p>一 第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教</p>

<p>備考 二の項の中欄第六号から第九号までに掲げる設備は、視聴覚教材をもつて代えることができる。</p>	<p>三 事故発生時の対処要領</p>	
	<p>一 講義室 二 訓練施設 三 護身用具 四 携帯用拡声器 五 応急救護用器材</p>	<p>六 金属探知機 七 エックス線透視装置 八 侵入検知装置 九 遠隔監視装置 十 交通誘導用器材</p>
		<p>育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者</p>

